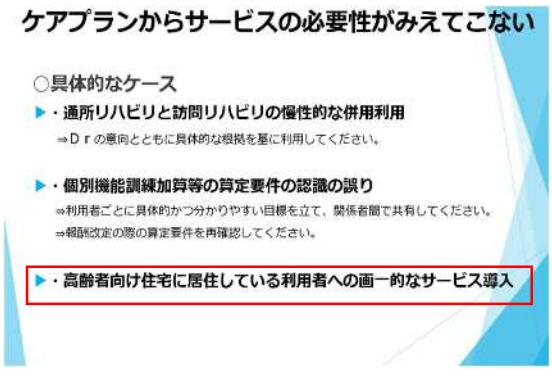
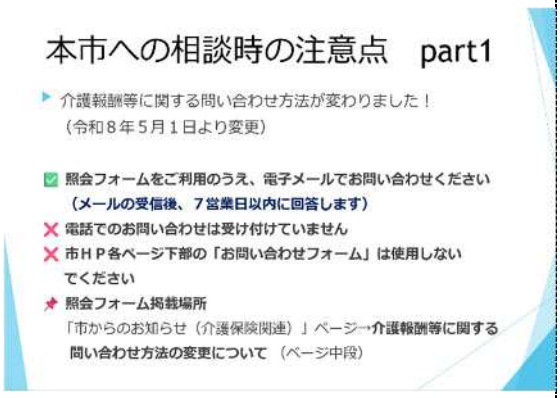
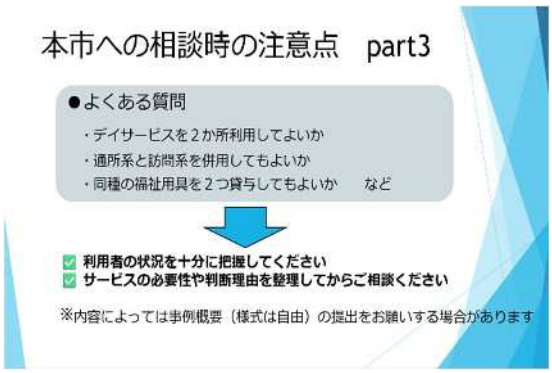
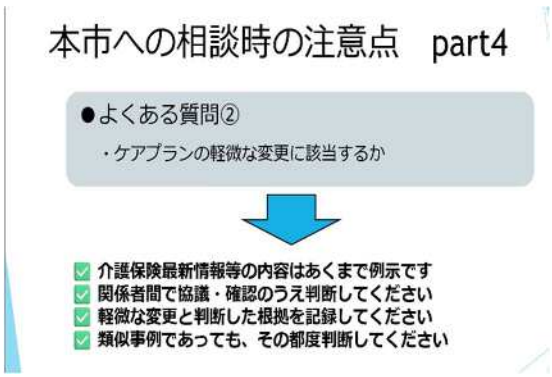
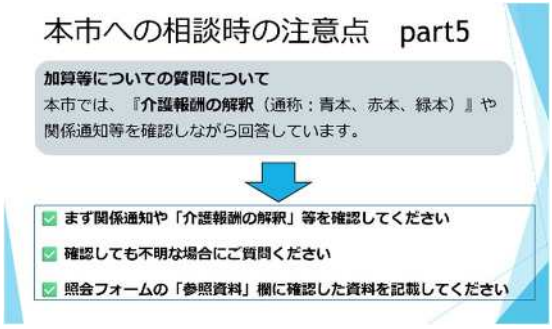
通所系事業所への注意点について

<table>
<tr>
<td>
</td>
<td>有料老人ホーム等の高齢者向け住まいで生活されている利用者は、サービス内容やサービス事業所、サービス回数などが類似する傾向があります。
通所事業所でも、本当に利用者に必要なサービスか等検討していただき、サービス利用に関して問題があるようでしたらケアマネジャーと話し合うようにしてください。</td>
</tr>
<tr>
<td>
</td>
<td>介護報酬に関するお問い合わせ方法を、令和８年５月１日より変更しております。
鹿児島市のホームページ「市からのお知らせ（介護保険関連）」ページ中段の「介護報酬等に関する問い合わせ方法の変更について」に掲載している照会フォームをご利用のうえ、電子メールでお問い合わせをお願いします。</td>
</tr>
<tr>
<td>
</td>
<td>過誤調整や高額介護サービス費・負担限度額認定などの各種申請に関するお問い合わせは、これまで通りお電話にて受付しております。
人員基準や体制届に関するお問い合わせは、管轄である長寿あんしん課長寿施設係へお問い合わせください。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>
</td>
<td>“デイサービスを２か所利用してよいか”、“送迎先を一時的に変更してもよいか”等の質問はケアマネジャーのアセスメントの内容等を確認し検討しております。
利用者のサービス等について質問される際は、まずはケアマネジャーにご相談ください。</td>
</tr>
<tr>
<td>
</td>
<td>ケアプランの軽微な変更に該当するかについては、介護保険最新情報等に軽微な変更に該当する事例が示されていますが、これらはあくまで例示です。
例示に該当していることのみをもって判断するのではなく、利用者の状況や変更内容を踏まえ、関係者間で十分に協議・確認してください。
軽微な変更に該当すると判断した場合は、判断理由や根拠について記録を残してください。
なお、過去に軽微な変更として取り扱った類似事例であっても、同様に判断するのではなく、個々のケースごとに確認を行ってください。</td>
</tr>
<tr>
<td>
</td>
<td>加算等についてのご質問を受けた際は、『介護報酬の解釈（発行所：社会保険研究所）』や関係通知を確認し、回答しております。
各事業所でも『介護報酬の解釈』や関係通知等をご確認いただいてから本市へご質問いただくようお願いします。</td>
</tr>
</table>